

米子駅周辺まちづくり基本構想策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 目的

米子駅周辺まちづくり基本構想策定支援にかかる業務を公募型プロポーザル方式により実施するものとし、最も優れた提案を行う事業者を選定する。

(2) 業務概要

ア 業務名 米子駅周辺まちづくり基本構想策定支援業務委託(以下、「本業務委託」という。)

イ 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

ウ 業務内容 「米子駅周辺まちづくり基本構想策定支援業務委託仕様書」のとおり

エ 提案上限額 19,208,200円(消費税及び地方消費税を含む。)

※提案上限額は、企画内容の規模を示すもので、契約時の予定価格ではないことに留意すること。なお、提案に関しては提案上限額を超えてはならない。

(3) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

また、複数の事業者がグループを構成して参加しようとする場合は、管理技術者が所属する事業者を代表企業者とし、参加する代表企業者が次に掲げる要件すべてを満たさなければならない。

ア 令和7年度米子市建設工事(測量等業務)入札参加資格者名簿(建設コンサルタントに限る。)に登録されていること。

イ 鳥取県内に契約を締結する権限を有する事務所等(本店、支店又は営業所)を有していること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

ク 過去5年間(令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)において、元請けとして、次に掲げる同種又は同類業務を履行した実績を有する者であること。

同種業務：地方自治体または都市再生推進法人やまちづくり協議会等が発注した業務で、
鉄道駅周辺を対象とした都市空間や交通機能、公共空間の利活用、賑わい創出に関する構想・計画等の策定業務

同類業務：地方自治体または都市再生推進法人やまちづくり協議会等が発注した業務で、

都市空間や交通機能、公共空間の利活用、賑わい創出に関する構想・計画等の策定
業務

(4) 他の提案参加者の構成員となることの禁止

既に提案参加している者、又は提案参加者の構成員となっている者が他の提案参加者の構成員になることはできない。

2 手続き

(1) 担当部署

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地米子市総合政策部都市創造課

電話：0859-23-5292 E-mail：toshisouzou@city.yonago.lg.jp

(2) 参加意向申出書等の提出

本業務委託に係るプロポーザルに対して参加意思がある場合は、参加意向申出書等（様式1～

3）および添付資料を提出すること。

ア 提出様式

- ・プロポーザル参加意向申出書（様式1）正本1部
- ・会社概要（様式2）正本1部
- ・業務実績表（様式3）正本1部

イ 提出期限

令和7年8月8日（金）正午まで（必着）

ウ 提出方法

(1) の担当部署へ持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下、「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下、「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること。

(3) 質問書の提出

質問は、質問の趣旨及び内容を簡潔に記載の上、電子メール又は持参により提出すること。

ア 提出様式

- ・質問書（様式4）

イ 提出期限

令和7年8月5日（火）正午まで（必着）

ウ 回答

回答は、米子市ホームページ上に順次掲載する。なお、質問がなかった場合には、掲載しない。最終の回答は、令和7年8月7日（木）午後4時までに掲載する。

(4) 提案書等の提出

(2) の参加申込書を提出した者は、次のとおり資料等を提出すること。

ア 提出様式

- ・提案書（様式 5-1）（正本 1 部、副本 9 部）
- ・業務実施スケジュール（様式 5-2）（正本 1 部、副本 9 部）
- ・業務実施体制（様式 5-3）（正本 1 部、副本 9 部）
- ・参考見積及び見積金額内訳書（様式は任意、消費税込みの金額）（正本 1 部）
- ・役員等調書兼照会承諾書（正本 1 部）
- ・市税等納付確同意書（正本 1 部）

※提出物については、電子メール又は CD 若しくは DVD（1 枚）に記録された電子データを併せて提出すること。いずれも PDF 形式に変換して提出すること。

イ 提出期限

令和 7 年 8 月 21 日（木）正午まで（必着）

ウ 提出方法

上記アに掲げる提案書等については、（1）の担当部署への持参又は郵送若しくは信書便事業者による信書便により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者に提供する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものによること。

エ 提案書等の作成要領

提案書等は次に示すとおりとする。

（ア）提案書（様式 5-1）、業務実施スケジュール（様式 5-2）、業務実施体制（様式 5-3）

- ・A4 判縦または A3 判で簡潔に記述・作成のこと。枠等は特に設ける必要はないがタイトルは記載すること。また、各特定テーマの作成枚数は A4 判縦 2 枚以内または A3 判 1 枚以内とすること。

特定テーマ①：業務実施方針について

特定テーマ②：米子駅周辺の現況と課題を明らかにするための調査・検討方針について

特定テーマ③：米子駅周辺におけるまちづくりのコンセプト及びエリア別方針、米子駅周辺の将来像の検討に関する考え方について

- ・書式設定：11 ポイント以上（図表中の文字については除く）、余白 上：25 mm 下：20 mm 左：20 mm 右：20 mm 正本 1 部、副本 9 部を提出すること。正本、副本ともに A4 サイズ・縦長・左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。

（イ）参考見積及び見積金額内訳書

- ・見積内容は仕様書と整合を図ること。

（5）審査方法

ア 第 1 次審査

（ア）参加申込者が 4 社を超えた場合に実施し、参加資格を有する者から提出された「提案書」を評価し、その結果により 4 社を選出する。なお、参加申込者が 4 社を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

（イ）第 1 次審査の結果について、令和 7 年 8 月 22 日（金）に全ての提案書提出者へ通知する。第 1 次審査合格者については、第 2 次審査に係る実施日等の詳細を併せて通知する。

イ 第2次審査

(ア)提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、評価を行う。実施日は、令和7年8月26日(火)～29日(金)の予定で、1社当たり、参加者は5名まで、説明時間は30分以内(質疑応答を最低10分は確保すること)とする。

(イ)第2次審査の結果により、最も高い点数を得た提案を最優秀案として選定し、当該提案をした者と実契約に向けた交渉を開始する。

(ウ)第2次審査の結果については、令和7年9月9日(火)頃に第2次審査対象者へ通知を発送する。

ウ 参加申込者が1社のみであった場合の審査及び選定方法

参加申込者が1社のみであってもプロポーザルが成立し、審査及び選定を行うものとする。この場合、評価点数が120点満点で72点以上(全体の6割以上)であると判断された場合に限り、当該提案をした者を最優秀提案者とし、実契約に向けた交渉を行うものとする。評価点数が72点未満の場合には、業務委託の目的を十分に達成できないと判断し、契約の締結は行わないものとする。

3 契約の交渉及び締結について

(1) 第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

4 日程

公募開始	令和7年7月25日(金)本市公式HP等
質問書提出期限	令和7年8月5日(火)正午まで
質問への回答(最終の回答)	令和7年8月7日(木)午後4時まで
参加申込書の提出期限	令和7年8月8日(金)正午まで
提案書等の提出期限	令和7年8月21日(木)正午まで
第1次審査結果通知	令和7年8月22日(金)
第2次プレゼンテーション実施	令和7年8月26日(火)～29日(金)予定
第2次審査結果送付	令和7年9月9日(火)送付予定

5 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。

(3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の了承なく公表し、又は使用してはならない。

- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、本業務委託の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (6) 本プロポーザルにより選定された場合、契約後に本市に対し、無断で仕様の縮小や削除が発覚した場合、契約の解除及び損害賠償請求等の措置を講じることがあるので特に留意すること。